

諮問第 1 号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

下水道使用料の徴収に関する処分について、次のとおり審査請求があったので、地方自治法第229条第4項の規定により諮問する。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 審査請求人

\*\*\*\*\*

2 審査請求の年月日

平成24年7月27日

3 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者（以下「処分庁」という。）による次の納入通知書に係る下水道使用料の徴収に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 納入通知書発行日 | 平成22年2月24日     |
| 金 額          | 1,020,255円     |
| 納 入 事 由      | 平成21年4月分下水道使用料 |
| (2) 納入通知書発行日 | 平成22年2月24日     |
| 金 額          | 1,038,519円     |
| 納 入 事 由      | 平成21年5月分下水道使用料 |
| (3) 納入通知書発行日 | 平成22年2月24日     |

金 額 1, 0 0 0, 5 8 7 円

納 入 事 由 平成 2 1 年 6 月 分 下 水 道 使 用 料

(4) 納入通知書発行日 平成 2 2 年 2 月 2 4 日

金 額 8 0 6, 2 9 5 円

納 入 事 由 平成 2 1 年 7 月 分 下 水 道 使 用 料

(5) 納入通知書発行日 平成 2 2 年 3 月 1 1 日

金 額 3 8, 4 8 4, 8 7 7 円

納 入 事 由 平成 1 6 年 5 月 分 から 平成 2 1 年 3 月 分 ま での 下  
水 道 使 用 料

#### 4 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、本件処分の下水道使用料を免除している。
- (2) 下水道使用料を滞納した原因は市にあり、相応の減額をするべきである。
- (3) 下水道使用料の消滅時効は、民法に規定する 2 年であり、これ以上遡って請求できない。
- (4) 処分庁は、本件処分について不服申立てに関する教示をしていない。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成3年11月1日から、自己が所有する建物においてスポーツセンターを営み、公共下水道を使用していた。
- 2 審査請求人は、平成16年5月15日から地下水を使用するとして、同年4月9日、本市に対し、地下水揚水に係る届出をしたが、当該地下水を公共下水道へ排水する旨の届出はしなかった。
- 3 審査請求人から当該スポーツセンターの運営を委託された業者から、平成21年8月5日、本市に対し、地下水を公共下水道へ排水している旨の説明があった。
- 4 平成22年2月24日及び同年3月11日、本市は、審査請求人に対し、平成16年5月分から平成21年7月分までの下水道使用料合計67,350,533円の徴収に関する処分を行った。
- 5 平成22年3月29日、審査請求人は、67,350,533円のうち25,000,000円を支払ったが、同年9月2日、残額は本市から免除を受けたことによりその債務は消滅しているとして、本市に対し、残額に係る処分の取消しを求める訴えを東京地方裁判所に提起した。
- 6 平成23年12月9日、東京地方裁判所は、適法な審査請求を経ることなく提起された当該訴えは、不適法であるとして、却下の判決を言い渡したが、審査請求人は、これを不服として控訴した。
- 7 平成24年7月24日、東京高等裁判所は、原判決は正当であるとして、控訴を棄却する判決を言い渡し、同判決は、同年8月8日に確定した。
- 8 本事件は、当該処分の取消しを求める訴えの判決を受け、当該処分の取消

しを求めるため、審査請求がなされたものである。